

事務連絡
令和4年3月31日

介護保険サービス事業所 御中

松原市福祉部福祉指導課長

介護保険サービス事業所における事故発生時の報告書の提出先について（通知）

日頃より本市福祉行政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、多大なご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、松原市では現在、松原市が指定した介護保険サービス事業所における事故発生時の報告書（以下、「事故報告書」という。）については、指定・指導を所管する部署（以下、「指定権者」という。）である福祉指導課に提出いただいているところです。しかし、事故報告書は介護保険サービスを利用する被保険者に関連する書類であることから、本来は介護認定や給付を所管する部署（以下、「保険者」という。）に提出するものとされており、指定権者が松原市ではない事業所の事故報告書については、保険者である高齢介護課に提出いただいております。

このことから、一部の事業所より「指定権者が松原市で保険者が他市町村である場合や、指定権者が府又は他市町村で保険者が松原市である場合など、指定権者と保険者の自治体が異なる場合、どこに事故報告書を提出すればいいかわかりづらい」というご意見をいただいております。

そのため、令和4年度より提出先を本来の取り扱いに統一することを目的とし、保険者が松原市である場合の事故報告書については、すべて高齢介護課にて受け付けることといたしましたので、ご承知おきください。なお、保険者が他市町村である場合は、従来どおり当該他市町村にご提出いただきますようお願い致します。

松原市 福祉部 福祉指導課
電話：072-349-3206
FAX：072-334-5959
メール：sidou@city.matsubara.osaka.jp

松原市 健康部 高齢介護課
電話：072-337-3131
FAX：072-337-3052
メール：kaigo@city.matsubara.osaka.jp